

2. 事業者は、当月料金の合計額を、請求書に明細を付けて、翌月 15 日までに利用者に請求します。
3. 利用者は、当月の料金の合計金額を翌月末日までに現金支払いの方法で支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

第 8 条（サービスの中止・中断）

1. 利用者は事業者に対して、サービス利用の中止を申し出ることにより、料金を負担すること無くサービス利用を中止することが出来ます。この場合、サービス利用日の概ね前日までに通知することを、利用者の努力義務とします。
2. 利用者がサービス利用中の中断を申し出る場合は、利用時間に関わらず、当該利用日分全額の料金を請求します。
3. 本事業の地域特性による豪雨・降雪等における基幹道路の通行規制で、移動が困難な場合はサービスの提供を中止いたします。

第 9 条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料金及びその他のサービス単価の変更を申し入れることが出来ます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく別紙を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。

第 10 条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。但し急な入院等やむを得ない事情がある場合は、1 週間以内でも、この契約を解除することが出来ます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することが出来ます。
 - ① 事業者が正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が閉鎖した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することが出来ます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが請求した月末までに行われず、料金を支払うよう催告した日より 2 週間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、1 ヶ月以上に渡ってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が、事業者や他のご利用者様に対して、信頼関係を継続しがたい程の行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が施設入所または入院した場合
 - ② 介護保険利用者の場合、介護保険認定で非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第11条（守秘義務）

1. 事業者及び事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者より同意を得た上で市町長（もしくは保健福祉事務所長）医療機関、小学校または中学校（15歳未満の法に定められた疾患の小児のみ）に対し、各制度に基づく情報提供を行います。
4. 事業者は、利用者から予め同意を得、実習生への教育に努力し協力を得るようにします。

第12条（賠償責任）

1. 事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責務に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
ただし、事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 賠償責任の解決に当たっては、事業者の契約する損害保険会社、或いは、医師会付託の弁護士等の判断に委ねる場合のあることを、利用者には承諾頂きます。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第14条（連携）

1. 事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
2. 介護保険利用者の場合、事業者は、この契約の内容が変更または終了した場合は、その内容を連絡または、内容を記した書面の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
なお、第10条に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定める無い事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定める無い事項については、医療保険、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず控訴となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第18条（重要事項に関する説明）

1. 事業者は、訪問看護の提供にあたり、契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明します。
2. 利用者は、事業者より契約書及び重要事項説明書に基づき、重要な事項の説明を受けたことを確認します。

第19条（契約外条項）

1. 当事業所は第三者機関の評価の実施はありません。

以上の契約を証する為、本書 2 通を作成し、利用者および事業者が署名（又は記名）押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名	事業者名	株式会社ふれあい
【事業者】		訪問看護ステーション 一葉
	住 所	佐賀県武雄市朝日町大字甘久 3 2 0 番地 1
	代表者名	代表取締役 立石 圭司 印

【利用者】

	住 所	
	氏 名	印

【家族（代理人）】

	住 所	
	氏 名	印

訪問看護重要事項説明書
 <令和4年4月1日現在>

I 訪問看護事業者の概要

法人名称	株式会社 ふれあい	
代表取締役	立石 圭司	
所在地	(住所)	〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄 5542 番地 186
	(電話)	0954-22-3969
	(FAX)	0954-27-8069
設立年月日	平成 28 年 9 月 5 日	

II 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション 一葉	
管理者	山口 繁気	
所在地	(住所)	〒843-0001 佐賀県武雄市朝日町大字甘久 320 番地 1 ヤマサキビル 2F
	(電話)	0954-27-7320
	(FAX)	0954-27-7321
サービスの種類	訪問看護・介護予防	
医療・介護保険 指定事業所番号	06, 9012, 1/4160690071	
通常の事業の実施地域	佐賀県全域	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	自宅や地域で療養している患者及び家族に対して、訪問看護に関する事業及びこれらに付随する事業を行う。さらに、住み慣れた環境の中で、安心してその人らしい人生が送れるよう高齢者や介護親族等の要望に沿った生活支援活動に関する事業を行い、地域住民の医療と福祉の増進に寄与することを目的とする。
運営の方針	主に精神に障害のある利用者またその家族を対象とし、その方の能力を見極め、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。 心身の機能の維持回復及び生活機能の維持・向上を目指し、確かな知識・技術をもって、安心できる看護を提供します。 地域の医療・保健・福祉サービスと連携し、利用者及び家族にあった医療福祉サービスが受けられるよう支援します。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算	備考
看護師	(常勤 7 名) (非常勤 名)	7 名	管理業務を行う者を含む
准看護師	(常勤 名) (非常勤 名)		
保健師	(常勤 名) (非常勤 名)		
理学・作業療法士・言語聴覚士	(常勤 名) (非常勤 名)		
事務	(常勤 1 名) (非常勤 名)		

(4) サービス提供時間

サービス種類	月曜日～土曜日	日曜日・祝祭日
訪問看護	午前 9 時～午後 6 時	定休日※希望時訪問可

年末年始 (12/29～1/3 は「祝日」の扱いとなります)

Ⅲ サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

Ⅳ 費用

(1) 基本単価【介護報酬】

所要時間	<介護>		<予防>	
	看護師・保健師	准看護師	看護師・保健師	准看護師
20分未満	313単位 (3,130円)	282単位 (2,820円)	302単位 (3,020円)	272単位 (2,720円)
30分未満	470単位 (4,700円)	423単位 (4,230円)	450単位 (4,500円)	405単位 (4,050円)
30分～1時間未満	821単位 (8,210円)	739単位 (7,390円)	792単位 (7,920円)	713単位 (7,130円)
1時間～ 1時間30分未満	1,125単位 (11,250円)	1,013単位 (10,130円)	1,087単位 (10,870円)	978単位 (9,780円)
1回あたり (理学療法士等)	293単位 (2,930円)		283単位 (2,830円)	

(2) 加算減算【介護報酬】

加算の種類	単位数	要件
夜間・早朝加算	基本単価の25%/1回	夜間(午後6時～午後10時)、早朝(午前6時～午前8時)に訪問看護を行った場合
深夜加算	基本単価の50%/1回	深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅰ)	254単位/1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	402単位/1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅱ)	201単位/1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	317単位/1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300単位/1回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合
事業所と同一の建物に居住する利用者に対する提供減算	基本単価の10%を減算 (90/100を算定)	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、もしくは同一の建物に居住する利用者、または1月あたり同一の建物に居住する20人以上の利用者にサービスを提供した場合
緊急時訪問看護加算	574単位/1回	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/1月	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/1月	
ターミナルケア加算	2000単位/1月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算	300単位/1月	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合、訪問看護計画書を作成した場合
退院時共同指導加算	600単位/1回	病院等に入院・入所している者が、退院・退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	250単位/1月	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等と同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合
看護体制強化加算(Ⅰ)	550単位/1月	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%を超えること②前6か月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が20%を超えること③前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が5名以上であること。④従業者の総数に占める看護師の割合が60%以上。①②③④のすべての条件を満たす場合
看護体制強化加算(Ⅱ)	200単位/1月	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%を超えること②前6か月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が20%を超えること③前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が1名以上であること。④従業者の総数に占める看護師の割合が60%以上。①②③④のすべての条件を満たす場合

(3) 医療保険（訪問看護）

医療保険		料金	基本利用料			
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費 I	週 3 回目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	
	週 4 回目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
管理療養費 (1 日につき)	1 回目	7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円	
	2 回目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
加 算	難病等複数回 訪問加算	1 日 2 回 1 日 3 回以上	4,500 円 8,000 円	450 円 800 円	900 円 1,600 円	1,350 円 2,400 円
	24 時間対応体制加算 (月 1 回)		6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
	特別管理加算 (月 1 回)	重症者	2,500 円	250 円	500 円	750 円
		重症度が高い	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	退院時共同指導加算 (適応時)		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	特別管理指導加算 (退院時)		2,000 円	200 円	400 円	600 円
	退院支援指導加算 (退院日)		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	夜間・早朝訪問看護加算	18 時～22 時	2,100 円	210 円	420 円	630 円
		6 時～8 時	2,100 円	210 円	420 円	630 円
	深夜訪問看護加算	22 時～6 時	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
	長時間訪問看護加算	90 分以上	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
	複数名訪問看護加算 看護師等	看護師	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		準看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		1 日 1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		1 日 2 回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		1 日 3 回以上	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
	看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
	緊急訪問看護加算 (診察時指示)		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護情報提供療養費 (月 1 回)		1,500 円	150 円	300 円	450 円	
訪問看護ターミナルケア療養費 (適応時)		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	

※合計金額に 10 円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

※厚生労働大臣が定める疾患等については週 4 回目以降の訪問看護の利用が可能

- ①介護保険に係る利用者負担金 (費用全体の 1 割～3 割)
- ②医療保険に係る利用者負担金 (費用全体の 1 割～3 割)
- ③運営基準 (厚生労働省) で定められた「その他の費用」 (全額自己負担)

例) エンゼルケア 10,000 円 (自費)

- ④運営サービス提供の範囲を超える保険外の費用 (全額自己負担)

※保険診療外訪問 1 回 5,000 円 (自費)

⑤緊急時訪問看護及び予防緊急時訪問看護については 24 時間対応しております。ご利用者又はご家族からの相談や連絡に対応し、緊急時の訪問が出来る勤務体制を整備しています。当ステーションの番号 (0954-27-7320) へご連絡頂くことで適時対応いたします。なお、料金に関しましては緊急時訪問加算となります。上記説明をもって同意されたものとみなします。

V. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

医療機関等	医療機関		主治医名	
	連絡先			
緊急連絡先	氏名		続柄	
	連絡先①			
	連絡先②			

IV. 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	損害賠償金、損害防止費用、権利保全行使費用、協力費用、争訟費用 初期対応費用、被害者治療費等

VII. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 山口 繁気
-------------	-----------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はこれを市町村に通報します。

VIII. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の窓口	担当者	山口 繁気
	利用時間	月～土曜日 9:00～18:00
	電話番号	0954-27-7320
	住所	佐賀県武雄市朝日町大字甘久 320 番地 1 ヤマサキビル 2F
保険者の窓口	杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 ※但し杵藤地区以外ではそれぞれの窓口へご相談ください。	
	利用時間	月～金曜日 8:30～17:00
	電話番号	0954-69-8222
公的団体の窓口	佐賀県国民健康保険団体連合会	
	担当課	情報・介護課（介護苦情処理）
	住所	佐賀県佐賀市呉服元町 7 番 28 号
	利用時間	月～金曜日 8:30～17:00
	電話番号	0952-26-1477
	F A X	0952-26-6123

IX. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従事者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者へ漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

説明確認欄

年 月 日

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明しました。

事業者名：株式会社 ふれあい
事業所名：訪問看護ステーション 一叶

説明者 _____ 印

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を受けました。

利用者氏名 _____ 印

家族または後継人・代理人（続柄 _____）

氏 名 _____ 印